



給水装置工事の届出から完了まで(指定給水装置工事業業者用)	
(1) 給水装置工事申請	給水装置工事申請書を提出していただきます。 (苅田町指定申込用紙は、管工事組合にて販売しています。)
(2) 給水工事金(予納金)手数料及び口径別納付金等のお支払い	上下水道課にて量水器の位置や口径を設計審査をします。 その後、給水工事金(予納金)、手数料及び口径別納付金等の連絡をさせていただきます。
(3) 工事の施工	予納金等をお支払いいただくと、工事に着手できます。
(4) 公道部の道路占有について	公道部の掘削工事には、道路管理者の許可が必要となりますので、 上下水道課では各管理者への事前協議を行います。 請負業者は、事前協議の提出後に警察署への届出をしてください。
(5) メーターのお渡し	メーターの必要な場合は事前に連絡をしていただき、開始届と引き換えにお渡しします。
(6) 竣工届の提出	工事が完了すると、竣工届と工事写真を提出していただきます。
(7) 完了検査	提出していただいた竣工書類を基に完了検査を行います。
(8) 予納金の精算	毎月月末に、竣工した工事の精算を行います。 精算後に請求書の依頼をいたしますので、請求書の提出をしていただきます。
(9) 予納金の振込み	請求書に基づき指定の銀行への振込みを行います。

給水装置工事申込書に必要な書類
1. 給水装置工事申込書(様式第1号)
2. 給水装置工事・見積・設計書
3. 位置図
4. 確認済証(規則別記第十五号様式)
5. 確認申請書(建築物) (規則別記第十五号様式) 第一面～第三面の写し
6. 配管図(宅内配管) 新設水道管を赤色
7. 配管図(配水管～宅内) 既設管を青色、新設管を赤色
8. 使用材料計画(報告)書 (ヘッダーを使用する場合)

工事写真について
1. 着工前および竣工
2. 配水管取出し部(分水サドルバンド)より量水器ボックスまでの使用する材料が判る(近距離及び遠距離)の工事写真とする。
3. 給水工事一連写真 舗装切断工、掘削状況、掘削検測、既設配水管の深さ、分水サドルバンド取付状況、穿孔状況、SUSコア挿入状況、給水管部掘削検測、給水管布設状況、砕石チップ埋め戻し・転圧状況(H=200毎)、識別マーカ―設置、再生クラッシャーラン埋め戻し・転圧状況、粒調砕石埋め戻し・転圧状況、各埋め戻し検測状況、仮舗装状況、影響部舗装切断工、乳剤塗布状況、本舗装状況 水道メーター(遠景3方向、ボックス内部)